

令和6年第4回川崎市議会定例会

請願陳情文書表

(その2)

請 願 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	請 願 提 出 者	紹 介 議 員	要 旨	付託委員会
22	6. 12. 12	歩道における車両乗入部の平坦化を求める請願	幸区在住者 ほか 50 名	宗 田 裕 之	幸区内には、平坦部分の確保が 1 メートルに満たない、しかも横断勾配が 5 %を超える車両乗入れ部が 521 か所あることが確認されています。誰もが安全に通行できる平坦な歩道に改修してください。 また、「車両乗入れ部切下げ工事承認基準」において、①歩道には 1 メートル以上の平坦部分を設けること、②歩道幅員が狭い場合には車両乗入れ部を全面切下げによるすり付けとすることを早急に明記して、通行に支障や危険が及ぶ歩道が新たにつくられないようにしてください。 さらに、組織運営管理の体制を強化してください。 なお、改善を必要とするこうした状況は市内全域に共通するものと推察されますので、市全体の問題として検討してください。	まちづくり 委員会

受理番号	受理年月日	件名	請願提出者	紹介議員	要旨	付託委員会
23	6. 12. 12	排水口（溝）の蓋の取替えを求める請願	幸区在住者 ほか 51 名	宗 田 裕 之	実地調査の結果、私たちの住む幸区内には、歩道上又は歩道上以外にある排水口若しくは排水溝の上に設置された蓋の穴によって通行の支障となっている場所が 152 か所あることが確認されています。これらは、蓋の穴につえの先が落ち込んだり、小さな子の足が挟まったり、グレーチング蓋を始め金属製の蓋により滑って転倒したりするなど危険であるため、通行に支障や危険が及ばないように、具体的な対策を施してください。 なお、改善を必要とするこうした状況は市内全域に共通するものと推察されますので、市全体の問題として検討してください。	まちづくり 委員会

受理番号	受理年月日	件 名	請 願 提 出 者	紹 介 議 員	要 旨	付託委員会
24	6. 12. 12	歩道における縦断勾配 の緩和を求める請願	幸区在住者 ほか 40 名	宗 田 裕 之	実地調査の結果、私たちの住む幸区内には、勾配が 8 %を超える縦断勾配（道路の進行方向に対する上り又は下りの勾配）が少なくとも 55 か所あることが確認されています。これらは法令等の許容範囲を逸脱し、通行に支障や危険が及んでいますので、誰もが安全に通行できるように、歩道の縦断勾配を緩和してください。 なお、改善を必要とするこうした状況は市内全域に共通するものと推察されますので、市全体の問題として検討してください。	まちづくり 委員会

受理番号	受理年月日	件 名	請 願 提 出 者	紹 介 議 員	要 旨	付託委員会
25	6. 12. 12	横断歩道滞留部分(歩道だまり)等の平坦化を求める請願	幸区在住者 ほか 40 名	宗 田 裕 之	実地調査の結果、私たちの住む幸区内には、平坦部分が少なく車道と接する勾配が急な横断歩道滞留部分（歩道だまり）や、車道との境界部分の段差が大きい場所が少なくとも 67 か所あることが確認されています。これらは川崎市福祉のまちづくり条例を始めとする法令等の許容範囲を逸脱し、通行に支障や危険が及んでいますので、誰もが安全に通行できるように横断歩道滞留部分を広く、平坦になるように改修してください。 なお、改善を必要とするこうした状況は市内全域に共通するものと推察されますので、市全体の問題として検討してください。	まちづくり 委員会

受理番号	受理年月日	件 名	請 願 提 出 者	紹 介 議 員	要 旨	付託委員会
26	6. 12. 12	視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置と維持管理を求める請願	幸区在住者 ほか 41 名	宗 田 裕 之	実地調査の結果、私たちの住む幸区内には、もともとの設置が適切でなかった視覚障害者誘導用ブロック（以下、「点字ブロック」と言う。）や、経年劣化等により輝度比が減少して弱視者等にとって識別するのが困難な点字ブロックが 34 か所あることが確認されています。これらは視覚障害者等が歩道等を安全に通行する上で支障が及んでいることから、速やかに改善してください。また、維持管理を適切に実施してください。 なお、改善を必要とするこうした状況は市内全域に共通するものと推察されますので、市全体の問題として検討してください。	まちづくり 委員会

陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	陳 情 提 出 者	要 旨	付託委員会
93	6. 12. 2	「再審法改正を求める 意見書」提出に関する 陳情	横浜市中区 神奈川県弁護士会会長	「えん罪」は、犯人とされた方や御家族の人生を破壊し、ときには生命さえ奪いかねない最大の人権侵害です。このようなえん罪被害者を救済するための制度が「再審」であり、その手続を定めた法律のことを「再審法」と呼んでいます。 しかし、現行法には、再審請求手続の審理の在り方に関する規定はほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている状況にあります。 全国の地方議会で再審法改正を求める意見書を提出していただくことは、広範な世論を形成する上で大きな意義があり、2024年（令和6年）10月の時点で、既に420を超える地方議会で再審法改正を求める意見書を提出しています。 そこで、貴議会におきましても、同趣旨の意見書を提出していただきたく、お願い申し上げる次第です。	総務委員会

受理番号	受理年月日	件 名	陳 情 提 出 者	要 旨	付託委員会
94	6. 12. 9	等々力緑地再編整備計画に係る自由提案施設の建設は最小限に留め、樹木の伐採は行わず、立体駐車場の建設をやめ、催しもの広場を保全することを求める陳情	中原区在住者 ほか 4, 323名	川崎とどろきパーク株式会社による等々力緑地再編整備計画で、多くの市民が利用している広場とテニスコートの2か所に立体駐車場が建設され、子どもの遊び場に大型商業施設、スーパー銭湯が建設されるほか、緑地の広場に飲食・物販施設などの自由提案施設が18か所も建設されることが明らかとなりました。その結果、緑地の貴重な樹木が870本も伐採される可能性があります。緑豊かな市民の憩いの広場や子どもの遊び場を潰すこの計画は納得できません。 等々力緑地内における立体駐車場とスーパー銭湯の建設を中止することを求めます。 また、自由提案施設の建設は最小限にとどめ、樹木の伐採は行わないでください。 公共の施設である等々力緑地の自然環境を守るため、市は広く市民に事業内容を明らかにし、陳情に寄せられた市民意見を尊重して事業の見直しを行い、許認可を含め適切に指導・監督することを求めます。	まちづくり 委員会

受理番号	受理年月日	件名	陳情提出者	要旨	付託委員会
95	6. 12. 16	学校給食の無償化を求める陳情	川崎区在住者 ほか 23, 226名	全ての子どもが、給食費の心配なく平等に給食を食べ、食の教育を受けられるようにするためには、国が学校給食を無償にすべきです。そのためにも、本市が国に先駆けて、学校給食を無償にしてください。 小・中学校・特別支援学校の給食を無償にしてください。	文教委員会